

子供は無上の宝です
児童手当現況を忘れずに



本村では村民の健康と体力の向上を図るために、小・中学校の体育施設を開放しております。六月一日現在の利用状況は次のとおりですが、まだ空きがありますので、皆さんもグループを作つてどんどん利用して下さい。申し込みは教育委員会へ

おまかせ
70-
三

社教だより

児童手当受給者は毎年6月1日より6月30日までの間に児童手当現況届を市町村役場に提出して下さい。もしこの届出を提出しないと引き続いて受給資格があつても6月分以降の児童手当の支払を受けることができなくなりますので、必ず提出して下さい。

○児童手当認定請求

はじめて児童手当の支給を受けようとする人、又児童手当の支給を受けている人が住所を他の市町村にかえた場合は、すぐに児童手当認定請求書を市町村役場に提出して下さい。なお公務員又は公共企業体に勤務する場合は、それぞれの勤務先に提出して下さい。

○児童手当を受けられる人

日本国内に住所がある日本国民で18才未満の児童を3人以上養育しており、そのうちの一人が義務教育終了前の児童であること。その人の前年の収入が一定額(例えば扶養親族等五人の場合昭和53年の収入四九八万円)に満たないこと。

○児童手当の額

18才未満の児童のうち出生順に数

納期のお知らせ

6月納期の村税等は次のとおりです。
30日までに納入して下さい。

◎村県民税 第1期
◎国民年金 第1期

※ 口座振替納税の方で、前納される場合は係まで連絡して下さい。

・ 小学校 每週月曜 民謡（広三会）
 火土 バレーボール
 水 （スボーツサークル）
 金 バドミントン
 社交ダンス研究会
 中学校 毎週木曜 ママさんバレーボー

七月
心配ごと相談日
七月九日
七月二十三日
○会場 月寿荘
○時間 一時(〇分から四時迄
どんなことでも御相談に応じます。お気軽においで下さい。

犬の引取日
7月は18日です

住民課児童手当係

A botanical illustration of a Physalis plant. It features a central stem with several large, heart-shaped leaves with prominent veins. Hanging from the stem are three round, yellowish-orange fruits, each with a small stem and a tiny cap.